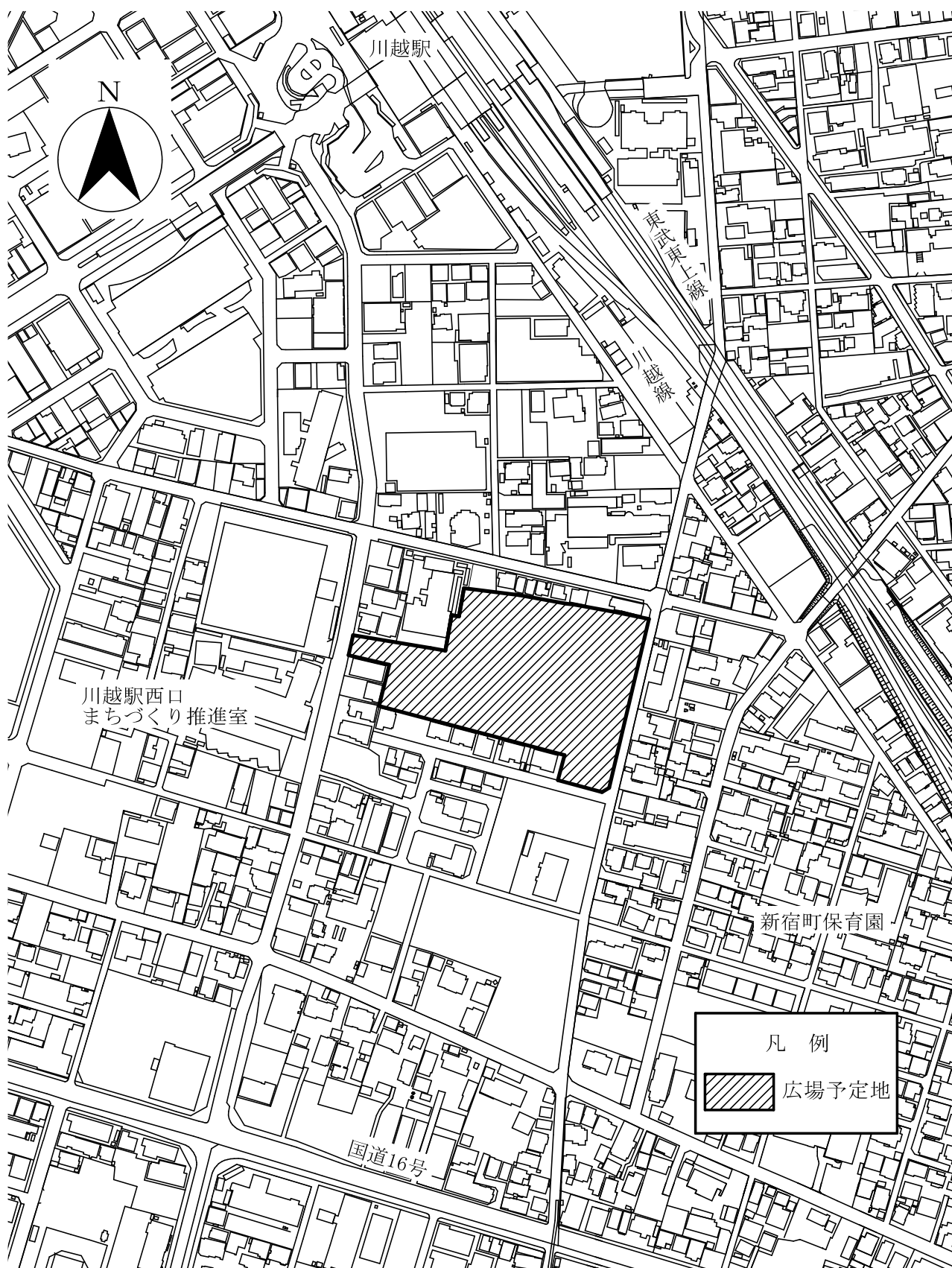
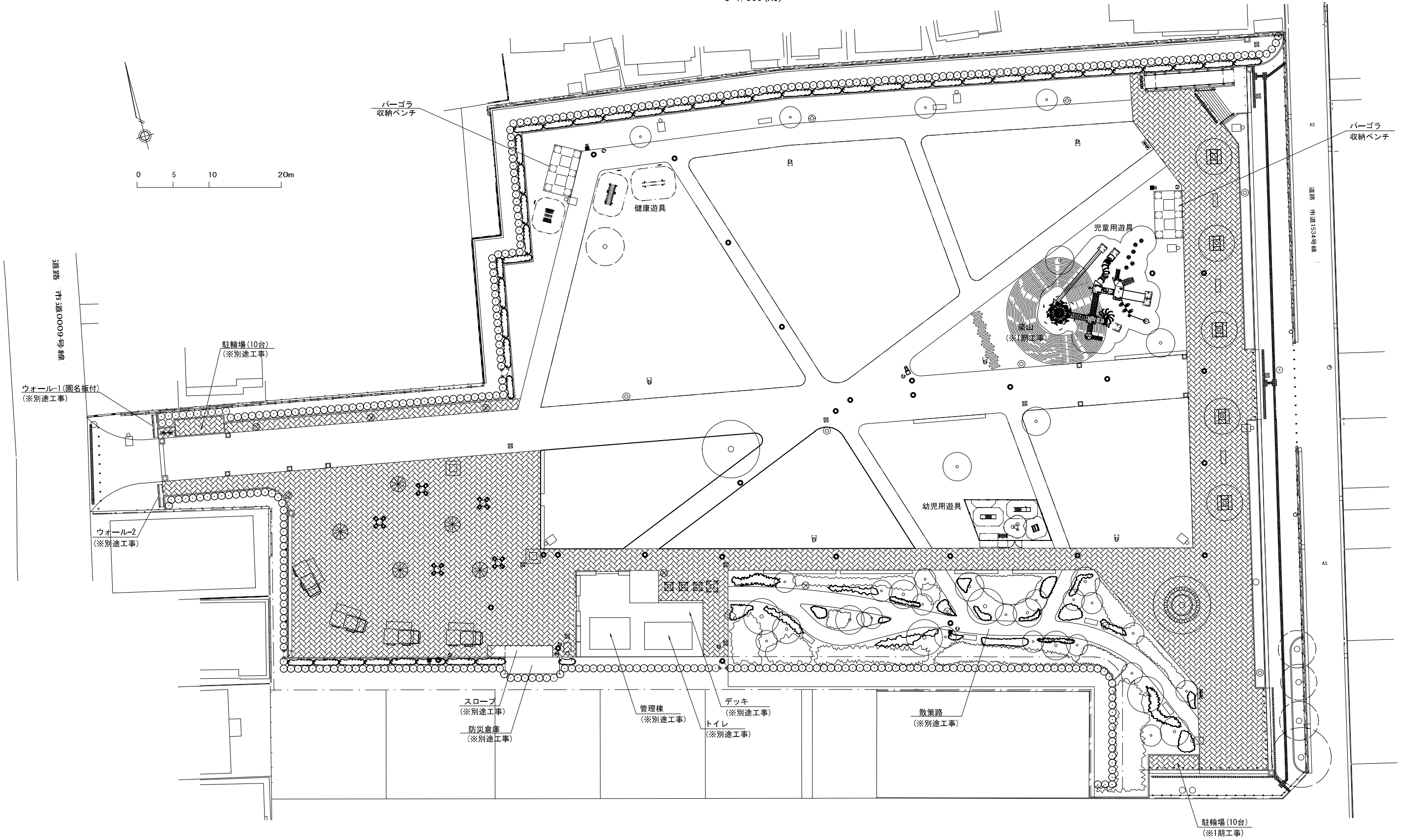


案内図



全体計画平面図

S=1/500 (A3)



工事名	(仮称) 新宿町1丁目広場整備工事 (その2)				
図面名称	全体計画平面図				
縮尺	(A1) 1/250 (A3) 1/500	単位	m	図面 番号	1
川越市 都市計画部 公園整備課					

施設附属設備・備品一覧表

※予算の措置状況により変更となる可能性があります。

品名	参考仕様	数量	単位	備考
管理棟				
事務室				
カウンター		1	台	
事務用机		1	台	
肘掛椅子		1	台	
サイドキャビネット		1	台	
パーテーション	H1500×W800	3	台	
ミーティング用テーブル		4	台	
スタッキングチェア		4	脚	
書類整理棚		1	台	
キーケース		1	機	
パンフレットラック		1	台	イベントチラシ等配布用
職員用ロッカー		1	台	
プリンター	カラーレーザー複合機	1	台	コピー・FAX 付き
シュレッダー	21L	1	台	
ダイヤル式耐火金庫	外寸(W×H×D)(mm)330×513×603	1	台	使用料・釣銭保管用
手提げ金庫 (小)	コイントレー付	1	台	使用料・釣銭保管用
冷暖房器具	エアコン (AC4.0~5.6kw)	2	台	
電気温水器	6L	1	台	
電話機	留守番電話機能付	1	台	
電気ポット	3.2L	1	台	
カフェキャビネット		1	台	
AM/FM 対応ポータブルラジオ		1	台	
救急セット		1	組	

工具セット		1	組	
自動体外式除細動 (AED)	※保健医療推進課か ら貸与	1	台	
授乳室				
冷暖房器具	エアコン (AC2.2kw)	1	台	
電気温水器	6L	1	台	
授乳チェア		1	脚	
オムツ替え台		1	台	
サイドテーブル		1	台	
エントランス				
傘立て	折り畳み式 9本	1	台	
トイレ				
冷暖房器具	エアコン (AC2.2~2.8kw)	3	台	男性用・女性用・バリフリ ートイレ各1台
屋外用				
テント		10	台	イベント・災害時等使用
パラソル		5	台	
屋外用テーブル		5	基	
屋外用イス		10	脚	

審査項目

添付資料6

川越市新宿町一丁目広場 審査項目			評価項目	配点
1	基本事項	①	基本方針、施設の設置目的への理解	10
		②	利用者の平等利用の確保	10
2	関係法令等を 遵守した 適切な管理運営 の確保	①	「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護	10
		②	行政手続条例等関係法令の遵守	10
		③	情報公開についての考え方	10
3	業務の実施内容 と方法	①	管理に関する経費の削減に向けた考え方	10
		②	職員研修及び育成	10
		③	運営業務の実施	20
		④	利用者サービスの向上	20
		⑤	維持管理業務の実施	20
		⑥	防災イベントの実施	10
		⑦	自主事業の内容や収支計画	30
4	提案額		指定管理料の提案額	60
5	指定管理業務 を安定して 行う能力	①	経営状況	10
		②	事業実績	10
		③	収支計画	10
		④	職員配置の考え方	10
		⑤	雇用及び労働条件	10
		⑥	市との連絡調整に関する体制	10
		⑦	危機管理	10
合計				300

※最低基準点は配点の50％です。すべての参加事業者が最低基準点に満たない場合には、再度公募を実施します。

※最終評価の得点は、各審査委員の採点の合計を平均して求めることとします。

※得点が最上位の者が指定予定事業者、次に得点の高かった者が次点の指定予定事業者とします。

※見積額が指定管理料上限額を超過している者は失格とします。

文書管理上の留意事項

（基本的事項）

第 1 条 指定管理者は、指定管理業務等の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

（文書等の管理基準等）

第 2 条 指定管理者は、文書等を適正に管理するため、川越市と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

（文書等の保存期間）

第 3 条 指定管理者は、川越市文書管理規程第 3 5 条並びに当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、川越市と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

（文書等の廃棄）

第 4 条 指定管理者は、当該文書等の保存期間が満了したときは、川越市と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、指定管理者は、破碎、溶解、焼却その他川越市の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

（文書等の引継ぎ）

第 5 条 指定管理者は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は川越市が指示したものを川越市又は川越市の指定する者に引き継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

指定管理者が指定管理業務等を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第1条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）並びにその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（用語の定義）

第2条 本特記事項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（利用目的の特定）

第3条 指定管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務等の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第4条 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 指定管理者は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(安全管理措置)

第6条 指定管理者は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、川越市に対し、その内容を報告しなければならない。

3 電子情報処理組織により、処理・取扱いをする場合は、日本国内に限る。

4 川越市は、個人情報の安全管理が図られるよう、指定管理者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(取扱状況の報告等)

第7条 指定管理者は、あらかじめ川越市の承認を得た場合を除き、川越市と指定管理者の協議の上定める期間、方法及び内容等で指定管理者が取り扱う個人情報の取扱状況等を書面により川越市に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、川越市は、指定管理者が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 川越市は、指定管理者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(再委託の禁止等)

第8条 川越市新宿町一丁目広場の管理に関する基本協定書第16条に定めるところにより、指定管理者が指定管理業務等の一部（個人情報の取扱いを含む場合に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合（以下「委託等」という。）は、指定管理者は、当該

協定書及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った業務に関して取得し取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること。
- (2) 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせること。
- (3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること。

(従事者の監督)

第9条 指定管理者は、指定管理業務等に従事している者（委託等の従事者も含む。以下「従事者」という。）に対し、法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、川越市に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第6条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 指定管理者は、川越市の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務等以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務等を行わなくなった後においても同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 指定管理者は、第10条に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、川越市と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第12条 指定管理者は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ川越市の承認を受けたときはこの限りでない。

(資料等の引渡し等)

第13条 指定管理者は、指定管理業務等を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「引渡し対象 資料等」という。）を速やかに川越市又は川越市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、川越市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、指定管理者は、川越市の承認を受けたときは、川越市立会の下に、引渡し対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、指定管理者が指定管理業務を行う上で不要となった引渡し対象資料等について準用する。

(安全確保上の問題への対応)

第14条 指定管理者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、指定管理業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちに川越市に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する川越市の指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を川越市と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

第15条 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 指定管理者は、苦情を受けたときは、直ちに川越市に報告しなければならない。

誓約書

私は、川越市新宿町一丁目広場の指定管理業務等に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、川越市新宿町一丁目広場の指定管理業務等に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、市民等の福祉を増進する目的をもって市民等の利用に供されるべき川越市新宿町一丁目広場の指定管理業務等の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者

川越市新宿町一丁目広場

（指定管理者名称）

（指定管理業務等に関する総括責任者の役職名）

（氏名）

年 月 日

氏 名

川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の請負、製造の請負、工事用材料の買入れ、設計、調査、測量その他の業務委託、物品の購入、事務機器等の賃貸借等（以下「建設工事等」という。）を市が発注するに当たり、契約の適正な履行を確保するため、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年川越市告示第351号）に基づき建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者（法人にあっては、本店及び支店を含む。以下「有資格業者」という。）、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体が、虚偽記載、工事事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等をした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体が行った行為が別表第1又は別表第2（以下「各別表」という。）の措置要件の欄に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について各別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する建設工事等において、別表第2の3の項又は4の項の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 市長が入札参加停止の措置を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じ

て期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、一つの事案により、各別表に規定する措置要件の2以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに各別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について各別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 別表第2の1の項から4の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2の1の項から4の項までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、各別表の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ各別表の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- (3) 「川越市建設工事等暴力団排除措置要綱」の別表の各項の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の各項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、各別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、各別表又は前2項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の短期を各別表又は前2項の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表に規定する期間又は第1項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、各別表又は第1項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の長期を各別表又は第1項の長期の2倍の期間（当該長期の2倍が36月を越える場合は36月）まで延長することができる。

- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、各別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の

期間を加重するものとする。

- (1) 市が談合等の情報を得た場合又は談合等があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合等を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2の3の項ア又は4の項アに該当したとき。
- (2) 別表第2の3の項又は4の項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2の3の項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の3の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の4の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止に係る通知等）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有資格者に対し通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

- (1) 第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により入札参加停止の措置を行う場合 様式第1号
- (2) 第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更する場合 様式第2号
- (3) 第4条第6項の規定により入札参加停止の措置を解除する場合 様式第3号

2 市長は、前項第1号の規定による通知をした場合において、当該入札参加停止の原因となった事由が本市の発注した建設工事等に関するものであるときは、当該通知に係る有資格者から様式第4号による改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、入札参加停止期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有

資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止の公表)

第10条 市長は、第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により入札参加停止の措置を行った場合は、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年9月28日から施行し、同日以後の各別表の措置要件に該当する行為による指名停止の措置から適用する。
- 2 川越市建設工事請負業者指名停止基準（昭和52年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日において指名停止の期間中の有資格業者から、同日前に相続、合併、会社分割又は営業譲渡等により実質的に承継したと認められる有資格業者についても適用があるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に原因となる事実又は行為が発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成24年1月31日決裁）

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成25年3月21日決裁）

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月16日決裁）
- 2 この要綱の施行の日前に原因となる事実又は行為が発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（令和3年2月25日決裁）

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。（令和7年5月27日決裁）

別表第1（第2条関係）

区分	措 置 要 件	期 間
虚偽記載	1 市の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認審査申請書、入札参加資格確認資料、その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
粗雑工事	2 市と締結した契約に係る建設工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により当該施工等を粗雑（その程度が軽微であると認められるものを除く。）にしたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
	3 県内における建設工事等で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により当該施工等を粗雑（その程度が重大であると認められるものに限る。）にしたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上3月以内
契約違反	4 2の項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
公衆損害事故	5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
	6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
工事関係者事故	7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、当該施工等に関係する者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
	8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、当該施工等に関係する者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2週間以上3月以内

別表第2（第2条関係）

区分	措 置 要 件	期 間
贈	1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	入札参加停止を決定した日から 6月以上24月以内
	イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	5月以上24月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4月以上24月以内
賄	2 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	入札参加停止を決定した日から 5月以上18月以内
	イ 一般役員等	4月以上18月以内
	ウ 使用人	3月以上18月以内
独占禁止法違反	3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 市発注工事等	入札参加停止を決定した日から 12月以上36月以内
	イ 上記以外での業務	4月以上18月以内

公契約関係競売等妨害 又は談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 市発注工事等 イ 上記以外での業務	入札参加停止を決定した日から 12月以上36月以内 4月以上18月以内
建設業法違反	5 次の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 市発注工事 イ 上記以外での業務	入札参加停止を決定した日から 3月以上12月以内 1月以上12月以内
不正又は不誠実な行為	6 別表第1の各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上12月以内
	7 別表第1の各項及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上9月以内
報告義務違反	8 市発注工事等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2週間以上2月以内